

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 27 日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局医療経営支援課

経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の実施について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）では、医療施設を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

機構の医療貸付事業における病院に対する融資に係る証明については、機構が貸付対象事業として適否を判断する上での資料とするため、従来からご協力をお願いしているところです。

今般、地域に必要な医療機能を有する病院を開設していながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な融資を受けづらくなっている医療法人等に対して、財務状況を改善させ、民間金融機関からの金融支援を促したうえで、経営改善を図ることを目的として、経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の融資を行うことになりました。

本融資については、要件に合致した病院を開設する法人を対象とすることから、必要となる事項の証明をお願い申し上げます。この証明の取扱いの詳細については、別途機構から通知することとなるので御了知ください。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室 経営指導係
代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

【資本性劣後ローンに関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構
医療貸付相談窓口 直通電話：03-3438-9937

福祉医療貸付部

経営資本強化資金（資本性劣後ローン）のお知らせ

当機構では、地域に必要な医療機能を有する病院を開設しながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な融資を受けづらくなっている医療法人等に対して、財務状況を改善させ、民間金融機関からの金融支援を促したうえで、経営改善を図ることを目的として、経営資本強化資金（資本性劣後ローン（注））のご融資を開始します。

（注）返済期間満了時の一括償還となり、それまでの間は、利息のみの支払いとなる借入金。資本性劣後ローンによる借入金は、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができることから、財務体質を強化することが可能となります。また、資本に準じて、原則として、法的破綻時の劣後性が確保されます。

《対象要件》

以下の要件を全て満たすこと

- ①救急病院（※1）を開設する医療法人等（※3）であること又は社会医療法人であること
- ②病院（医療法人等にあつては救急病院）の経営状況の悪化により、法人の財務状況が債務超過であつて二期連続赤字など業況不芳であること
- ③民間金融機関（メインバンク等）の支援を受けて、経営改善計画が作成されていること
- ④償還期間中は民間金融機関からの新規融資を含めた支援の継続が確定（内諾を含む）していること
- ⑤償還期間中は機構を含む支援金融機関に対して経営改善計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けることを承諾すること

※1 以下のA～Cのいずれかの要件に該当している旨の都道府県知事の証明が必要となります。

A：B及びCに該当しない地域に所在する100床以上の二次救急以上の救急医療を提供する病院（小児、精神科の救急を含む）

B：全部過疎地（※2）に所在する二次救急以上の救急医療を提供する病院（小児、精神科の救急を含む）

C：所在する市町村内に、当該病院以外に病院が存在しない場合においては救急告示以上の救急医療を提供する病院

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、「全部過疎」の指定を受けている市町村

※3 当機構が定める、病院を対象とする融資を受けられる法人（社会医療法人を除く）

融資条件	医療貸付事業
対象資金（※4）	経営改善計画に必要となる 運転資金、赤字補填資金、設備資金
貸付利率	当初3年間0.2% 4年目以降は業績連動型利率 ・税引後当期純利益0円以上：基準利率 ・税引後当期純利益0円未満：0.2%
償還期間	5年1月、10年、15年での期限一括償還
融資率（※5）	100%
貸付金の限度額	1法人あたり12億円
担保	無担保
保証人	無保証

※4 建築資金、土地取得資金は対象外となります。

※5 債務超過部分は100%となりますが、それ以外の部分については原則50%となります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/subordinated_loan/

